

○第162回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：平成26年3月7日（金） 14：00～16：23

議事概要

（1）動物用医薬品（クロルプロマジン及びダイアジノン）の食品健康影響評価について

・クロルプロマジン

審議の結果、クロルプロマジンの一日摂取許容量（ADI）を設定することは適当でないとするのが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

・ダイアジノン

審議の結果、ダイアジノンの一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

- * 1 クロルプロマジン：鎮静剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴い、食品において「不検出」とする農薬等の成分とされています。
- * 2 ダイアジノン：殺虫剤で、かんしょ、ばれいしょ等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、飼料中の暫定基準が設定されています。